

## 富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 市長は、中小企業等の「稼ぐ力」の強化を図り、もって賃上げ環境の整備に繋げるため、先端設備等導入計画に基づく設備投資を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等導入計画 中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画であって、同条第4項又は第53条第1項の規定により富山市の認定を受けたものをいう。
- (3) 先端設備等 先端設備等導入計画に記載された設備等（リース契約及び割賦販売契約に基づき導入するものを除く。）をいう。
- (4) 大企業 中小企業等以外であって、資本金の額又は出資の総額が3億円を超えるものをいう。
- (5) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業等をいう。
  - ア 一の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
  - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
  - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請又は変更に係る認定申請（新たに先端設備等を追加する場合に限る。）を令和8年2月2日以降に行い、富山市の認定を受けていること。
- (2) 先端設備等導入計画において、雇用者給与等支給額の増加率が3.0パーセント以上となる賃上げを実施する方針を従業員に対して表明していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) みなし大企業でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費、補助率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費 富山市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載され、かつ補助金の交付決定日以降に着手する先端設備等の導入に要する経費（消費税額、地方消費税額及び振込手数料を除く）

(2) 補助率 1/2

(3) 補助上限額 500万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 本事業の対象経費について、他の機関又は制度において助成を受けている場合は対象外とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 先端設備等導入計画に係る富山市の認定書（一式）の写し

(4) 見積書等、積算金額の根拠書類

(5) 市税の納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金状況報告書（様式第6号）を市長

に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第10条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
  - (2) 収支決算書（様式第11号）
  - (3) 領収書等支払いを証するものの写し
  - (4) 補助の対象となる先端設備等を導入したことがわかる写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （補助金等の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金取消決定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 取得財産のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、補助事業により取得した全ての機械及び重要な器具とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市先端設備等導入加速化支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

（廃止期日）

第2条 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第13条、第14条、第15条及び第16条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。